

予想外に好天に恵まれたGWはどこへ行っても人が多く混雑していたようです。しかしその混雑ぶりがコロナ禍前のようにうれしく感じました。それでは今月も張り切ってお伝えします。

《最近のお問合せについて》

年度初めということもあり、資格取得や扶養者の異動届でいろいろな問い合わせがありましたのでそれらについてお伝えします。

1. 国民健康保険からの切り替えについて

新しい事業所で資格取得をすると、当然ながら前の保険者証は使えなくなります。健康保険から健康保険の事業所であれば会社が資格の喪失から保険者証の返納まで行ってくれますが、国民健康保険の場合は、ご自分で手続きをしないといつまでも資格が継続されます。口座振替の場合知らないうちに引き落としされていた場合もあります。健康保険者証が届いて手渡す際、国民健康保険喪失の手続きが済んでいるか確認してください。市区町村の窓口健康保険者証を持参することによって喪失日の証明にもなります。

2. 資格取得の届について

新しい人を雇ったが、すぐやめるかもしれないから試用期間を設けて、その間保険は加入させないが問題ないか？…というご相談を受けます。試用期間だから保険加入をしなくていいということはありません。試用期間でも最初から労働者の所定労働時間数が、雇用保険週20時間以上、社会保険週30時間以上(当該事業所の所定労働時間が40時間の場合)の場合本人の意思とは関係なく保険に加入させなくてはなりません。現実には手続きを行ったのにすぐにやめてしまう事例も多いです。1、2カ月しか働いていない方でも事業主負担分の保険料は発生するので、何度も同じようなことが続くとそのように試用期間という名目で保険加入を遅らせたい気持ちもわかります。しかし、本来加入すべき健康保険、厚生年金に加入させていなかったがために受けられるべき給付もしくは年金が受けられなかった場合のデメリットは大きなものとなります。履歴書の職歴が沢山あったり、勤続年数が短いなど採用時に見極めることも大切となるでしょう。

3. 退職の証明書について

退職する人から退職証明書が欲しいといわれたがどのようなものを渡したらいいのか？という依頼も多くあります。退職の証明も用途によっていろいろなものがあります。単に次の保険加入の為に退職した日が示されているもの(事業主の証明)、資格喪失日や喪失原因、基礎年金番号など記載されている公文書(日本年金機構のもの)、使用期間、業務の種類、その事業による地位、賃金または退職の事由など労働基準法に記載されている退職時の証明書

など、いろいろなものがあります。まずはどのような目的で使うのかを確認していただけると
交付もスムーズに行えると思います。

4、傷病手当金 新型コロナウイルス感染症

5月8日以降新型コロナウイルス感染症が感染症の分類上5類になりました。新型コロナウイルス感染症の感染者数が増えた際、特例として受診できず医師の証明が難しい場合は自己申告で証明欄は空欄でも申請できました。今後は申請期間の初日が5月8日以降の場合、他の傷病と同じく医師の証明が必須となるのでご注意ください。毎日行われていた新型コロナウイルス感染症の感染者数の発表も行われなくなり、また身近でも感染者の話が聞かなくなったことにより忘れられそうですが過去3年を見ると7、8月の感染者が多いようです。コロナ前の生活を取り戻しつつも引き続き気を付けていきたいですね。

《労働保険年度更新が始まります》

労働保険申告書、会社に届きましたでしょうか？6/1から申告および納付が始まります。今年の年度更新は今年の年度途中で雇用保険料率に変更されたことから例年と算定方法が異なり、その雇用保険料率の引き上げにより、確定・概算労働保険料の総額がかなり上がると思います。またご存じの通り、労働保険は正社員だけが対象ではなく、パート、アルバイトも含めた労働者の賃金によって算定されます。そのため、それらの人が業務中、通勤中にけがをしても労災保険の対象になります。短い期間の労働者で退職した場合も労働保険の年度内(4/1から3/31)に賃金支払いがあった場合は必ず計算に入れなくてはならないのでお知らせください。また労働保険の申告書が届きましたら当事務所宛に郵送をお願いいたします。

★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所

社会保険労務士 原 智子

東京都江戸川区西篠崎2-7-32

TEL:03-3679-6713

E-mail satori-h@zpost.plala.or.jp